

公益財団法人広島市産業振興センター行動計画（第5期）

職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り、働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和7年4月1日～令和12年3月31日までの 5年間

2. 内容

目標1：超過勤務の縮減への取り組み

職員一人当たりの超過勤務時間数（月平均）について、
11.2時間（令和6年度）から8.0時間以内（令和11年度）へ縮減する

<対策>

- 所属長は、毎月の超過勤務状況をチェックし、必要に応じて業務分担の見直しを行うなど、職員の超過勤務の縮減に努めることとする
- 所属長はできるだけ早く退勤するとともに、定時退勤時刻以降は、会議や打合せを控えるなど、職員が退勤しやすい環境づくりに努める

目標2：年休取得日数の向上

職員一人当たりの年休取得日数（年平均）を
13日3時間（令和6年度）から14日（令和11年度）へ向上させる

<対策>

- 休暇等を取得しやすい環境を整えるため、所属長は職場内において事務処理の相互応援体制を整えることに努め、また業務量に応じた人員配置に努める
- 計画的に年次有給休暇を取得するものとする

目標3：子育て、介護を行う職員に対する職場の支援

<対策>

- 所属長は、「仕事と子育て・介護両立支援推進員」として、子育て・介護を行う職員に対し休暇等取得の働きかけ、業務分担の見直しを行う
- 企画総務課長は、「仕事と子育て・介護両立支援指導員」として、仕事と子育て・介護両立支援推進員に対する助言や指導を行う